

兵庫県	
市区町村数	41

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	担当課(室)名	所 属 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
						諮 問 機 関 の 有 無	有		無 現 在 の 状 況	有	無			
							条 例 名 称	公 布 日 (西 暦)				施 行 日 (西 暦)	計 画 名 称	計 画 期 間
					23	26	11			40				
28	100	神戸市	企画調整局企画課男女共同参画センター	1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	2003年3月27日	2003年4月1日	神戸市男女共同参画計画(第5次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	201	姫路市	男女共同参画推進課	1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	2016年2月23日	2016年4月1日	姫路市男女共同参画プラン2022	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1	2	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	2005年12月27日	2005年12月27日	第3次尼崎市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
28	203	明石市	明石市 男女共同参画課	1	1	0			0	あかし男女共同参画プラン	2011年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
28	204	西宮市	男女共同参画推進課	1	1	1			0	西宮市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	0	
28	205	洲本市	市民生活部 市民課 人権推進室	1	2	1			0	第3次洲本市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
28	206	芦屋市	人権・男女共生課	1	2	1	芦屋市男女共同参画推進条例	2009年3月27日	2009年4月1日	第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	207	伊丹市	同和・人権推進課	1	2	1			0	第2期伊丹市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0	
28	208	相生市	地域振興課	1	2	1			0	第2次相生市男女共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
28	209	豊岡市	ジェンダーギャップ対策室	1	2	0			3	第3次豊岡市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
28	210	加古川市	市民活動推進課	1	1	1			0	第5次加古川市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	212	赤穂市	市民対話課	1	2	0	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	2005年3月25日	2005年4月1日	第2次赤穂市男女共同参画プラン(一部見直し)	2017年3月 ~ 2024年3月	1	1	
28	213	西脇市	蕎が丘複合施設	1	1	1			0	第2次西脇市男女共同参画基本プラン(改定版)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
28	214	宝塚市	人権男女共同参画課	1	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	2002年6月27日	2002年7月1日	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	215	三木市	人権推進課	1	1	0			3	第3次三木市男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月 ~ 2025年3月	1	1	
28	216	高砂市	人権推進課	1	2	1			0	第3次たかさご男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	217	川西市	人権推進課	1	2	1	川西市男女共同参画推進条例	2015年6月30日	2015年7月1日	第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	218	小野市	市民安全部ヒューマンライフグループ	1	2	1	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例	2002年9月26日	2002年10月1日	はーと・シッププラン	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1	
28	219	三田市	まちづくり協働センター	1	2	0			0	第5次三田市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	220	加西市	ふるさと創造課	1	2	0			0	第2次かさいゆめプラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
28	221	丹波篠山市	人権推進課	1	2	0			0	第2次丹波篠山市男女共同参画プラン	2012年12月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
28	222	養父市	市民生活部人権・協働課	1	2	1			0	第3次養父市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
28	223	丹波市	人権啓発センター	1	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	2019年3月7日	2019年4月1日	第3次丹波市男女共同参画計画「丹(まごころ)の里ハーモニープラン」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生課	1	2	0			0	第2次南あわじ市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	225	朝来市	人権推進課	1	1	1			3	第3次朝来市男女共同参画プラン〜ウィズ(with)プラン〜	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
28	226	淡路市	市民人権課	1	2	1			0	第2次淡路市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
28	227	宍粟市	市民生活部人権推進課	1	2	1	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例	2021年3月12日	2021年4月1日	第2次宍粟市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
28	228	加東市	人権協働課	1	2	1			0	第3次加東市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
28	229	たつの市	市民生活部 人権推進課	1	2	1			0	第2次たつの市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
28	301	猪名川町	生活部福祉課人権推進室	1	2	0			0	第3次男女共同参画行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	0	1	
28	365	多可町	生涯学習課	1	2	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	2010年4月1日	2010年4月1日	第2次多可町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	381	稲美町	稲美町教育委員会 教育政策部 人権教育課	2	2	0			0	第2次稲美町男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1	
28	382	播磨町	生涯学習グループ	2	2	1			0	播磨町男女共同参画行動計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0	
28	442	市川町	企画政策課	1	2	0			0	第2期市川町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	443	福崎町	社会教育課	2	2	0			0	福崎町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	446	神河町	総務課	1	2	0			0	第2次神河町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
28	464	太子町	企画政策課	1	2	0			0	第4次太子町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
28	481	上郡町	教育総務課	2	2	0			2					1
28	501	佐用町	生涯学習推進室	2	2	0			0	佐用町男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
28	585	香美町	人権推進室	1	2	0			0	第2次香美町男女共同参画行動計画	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
28	586	新温泉町	新温泉町人権推進室	2	2	0			0	第3次新温泉町男女共同参画社会プラン	2017年3月 ~ 2021年3月	1	0	

＜選択肢回答＞

所属	庁内連絡会組織
1 首長部局	1 有
2 教育委員会	0 無
事務所掌	諮問機関
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有
2 1ではない	0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
2 2021年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等					施設形態		管理・運営主体					
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理	事業運営					
			23							2	21	16	6	1	17	5	1	
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてっぶKOBE	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通3丁目4番3号	078-361-6978	078-361-6477	https://www.city.kobe.lg.jp/a29530/kurashi/activate/cooperation/asuteppu/index.html		○	○			○			
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/		○	○			○			
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性センター・トレビエ	661-0033	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	http://www.amagasaki-trepied.com	○			○			○		
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター		673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1アスパ明石北館7階	078-918-5600	078-918-5618	http://a-machi.jp/center/		○		○			○		
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokiyodosankaku/index.html		○	○			○			
28	205	洲本市																
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザスあしや	659-0064	芦屋市精道町8番20号	0797-38-2518	0797-38-2175	https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html		○	○			○			
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	ここいろ	664-0895	伊丹市宮ノ前2-2-2 商エブラザ5階	072-781-5516	072-781-5530	https://itami-kokoiro.jp/	○			○			○		
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	相生市男女共同参画センター	678-0031	兵庫県相生市旭一丁目2番10号	0791-23-7130	0791-23-7137	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/aioishidanjokyoudousankakusenta.html		○	○			○			
28	209	豊岡市																
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0031	加古川市加古川町北在家2718青少年女性センター2階	079-424-7172	079-454-4190	http://www.city.kakogawa.lg.jp		○	○			○			
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター		678-0233	赤穂市加里屋中洲3丁目55	0791-43-7800	0791-43-6810	http://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/joseikouryucen.html		○	○			○			
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	兵庫県西脇市野村町茜が丘16番地の1	0795-25-2800	0795-25-2220	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/miraie/		○	○			○			
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka-ell.jp/		○		○			○		
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼーよ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-89-2331	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/		○	○			○			
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-442-2229	http://www.city.takasago.lg.jp/		○	○			○			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)										施設 形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	所在地等					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		施設管理	事業運営			
																	直 営	指 定 管 理 者 其 他	直 営	指 定 管 理 者 其 他
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	兵庫県川西市小花1丁目8番ー1	072-759-1856	072-759-1891	http://www.gesca-kawanishi.jp/		○		○				○			
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター		675-1366	兵庫県小野市中島町72小野市うるおい交流館エクラ内	0794-62-6765	0794-62-2400	https://www.ksks-arche.jp/danjo/		○		○							○
28	219	三田市	まちづくり協働センター		669-1528	三田市駅前町2番1号キッピーモール6階	079-563-8000	079-563-8001	http://www.city.sanda.lg.jp		○	○					○			
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2395	加西市北条町北条28番地1	0790-42-0106	0790-42-0133	https://www.city.kasai.hyog o.jp/site/furuso0000/1437. html		○	○					○			
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画セン ター	フィフティ	669-2397	兵庫県丹波篠山市北新町41番地	079-552-6926	079-554-2332	http://www.city.tambasasa yama.lg/soshikikarasagasu/ jinkensuishinka/index.html		○	○					○			
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	https://www.city.yabu.hyog o.jp/soshiki/shiminseikatsu /jinken/4/1276.html		○				○	○				
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター		669-3467	丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2 階(市民プラザ内)	0795-82-8684	0795-82-8692	https://www.tamba- plaza.jp/		○	○					○			
28	224	南あわじ市																		
28	225	朝来市																		
28	226	淡路市	淡路市市民協働センター		656-2132	兵庫県淡路市志筑新島10番地3 イオン淡路 店アルクリオ1階	0799-64-0999	0799-70-1460	https://www.city.awaji.lg.jp		○	○					○			
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター		671-2576	宍粟市山崎町鹿沢65-3	0790-63-0840	0790-63-0841	https://www.city.shiso.lg.jp /		○	○					○			
28	228	加東市																		
28	229	たつの市																		
28	301	猪名川町																		
28	365	多可町																		
28	381	稲美町																		
28	382	播磨町																		
28	442	市川町																		
28	443	福崎町																		
28	446	神河町																		
28	464	太子町																		
28	481	上郡町																		
28	501	佐用町																		
28	585	香美町																		
28	586	新温泉町																		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (2021 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常 勤	非 常 勤		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			23					23	22	21	21	2	16	4	0	1	
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	1992年3月10日	5	7	91,835	○	○	○	○	○	○				
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	2001年9月1日	11	4	10,942	○	○	○	○		○				
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	1993年11月2日	3	7	10,986	○	○	○	○		○				講座受講者等の託児サービス事業
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター	2002年4月18日	20	15	864	○	○	○	○		○				
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	2000年10月1日	5	4	35,210	○	○	○	○		○				学習室の貸出
28	205	洲本市															
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	1994年8月1日	8	2	3,783	○	○	○	○	○	○	○			
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	2020年4月1日	4	8	5,936	○	○	○	○		○				
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	2003年6月1日	4	0	710	○	○	○	○		○				
28	209	豊岡市															
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター	2002年4月1日	3	3	2,245	○	○	○	○		○			○	男女共同参画推進専門員(女性活躍推進担当)による企業訪問、チャレンジショップ(手作り品即売会)の開催
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター	1998年10月30日	0	1	418	○		○	○		○				
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター	2015年10月18日	2	1	4,328	○	○	○	○		○				
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	1989年10月1日	7	3	47,668	○	○	○	○		○				
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	2002年9月2日	3	1	2,499	○	○	○	○						
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター	2001年4月1日	4	2	1,377	○	○	○	○						
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	2002年6月9日	3	2	8,833	○	○	○	○		○	○			併設の市民活動センター事業の実施
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター	2005年3月20日	4	1	8,700	○	○		○						
28	219	三田市	まちづくり協働センター	2005年9月15日	2	3	218,017	○	○	○	○		○	○			
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	1	2,500	○	○		○						
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	2003年4月1日	4	2	1,917	○	○	○							
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター	2007年4月1日	1	0	2,700	○	○	○							市が委嘱した男女共同参画推進員と協働し、事業について検討し実施
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター	2019年10月22日	2	1	8,494	○	○	○	○		○				
28	224	南あわじ市															
28	225	朝来市															
28	226	淡路市	淡路市市民協働センター	2016年4月1日	1	1	248	○	○	○	○						
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター	2021年4月1日	0	1	3,328	○	○	○	○		○				
28	228	加東市															
28	229	たつの市															
28	301	猪名川町															
28	365	多可町															
28	381	稲美町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	・情報収集提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
28	382	播磨町															
28	442	市川町															
28	443	福崎町															
28	446	神河町															
28	464	太子町															
28	481	上郡町															
28	501	佐用町															
28	585	香美町															
28	586	新温泉町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首 長、自 治 会 長 等 の 状 況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
				2		29	3	10.3	41	0	0.0	12	1	8.3	12	0	0.0	7,111	485	6.8
28	100	神戸市				1	0	0.0	3	0	0.0									
28	201	姫路市				1	0	0.0	2	0	0.0							895	37	4.1
28	202	尼崎市				1	1	100.0	2	0	0.0							592	129	21.8
28	203	明石市				1	0	0.0	2	0	0.0							476	88	18.5
28	204	西宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							市への 届出書 類に男 女別を 記入す る箇所 がない ため、公 表でき る正確 な数値 を把握 して おりま せん。		
28	205	洲本市				1	0	0.0	2	0	0.0							164	6	3.7
28	206	芦屋市				1	1	100.0	1	0	0.0							81	11	13.6
28	207	伊丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	44	22.1
28	208	相生市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	8	6.3
28	209	豊岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							359	0	0.0
28	210	加古川市				1	0	0.0	2	0	0.0							319	25	7.8
28	212	赤穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	2	2.1
28	213	西脇市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	1	1.1
28	214	宝塚市	1994年10月21日	男女共同参画社会実現に向けての声明	1	1	1	100.0	1	0	0.0							280	56	20.0
28	215	三木市				1	0	0.0	2	0	0.0							193	5	2.6
28	216	高砂市				1	0	0.0	1	0	0.0							129	4	3.1
28	217	川西市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	16	12.0
28	218	小野市				1	0	0.0	2	0	0.0							90	4	4.4
28	219	三田市				1	0	0.0	2	0	0.0							179	15	8.4
28	220	加西市	2007年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							142	0	0.0
28	221	丹波篠山市				1	0	0.0	1	0	0.0							261	3	1.1
28	222	養父市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	1	0.6
28	223	丹波市				1	0	0.0	1	0	0.0							299	2	0.7

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首 長、自 治 会 長 等 の 状 況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
28	224	南あわじ市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	3	1.5
28	225	朝来市				1	0	0.0	1	0	0.0							159	0	0.0
28	226	淡路市				1	0	0.0	2	0	0.0							232	4	1.7
28	227	宍粟市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	0	0.0
28	228	加東市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	1	1.0
28	229	たつの市				1	0	0.0	1	0	0.0							213	6	2.8
28	301	猪名川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
28	365	多可町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
28	381	稲美町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	3	4.6
28	382	播磨町										1	1	100.0	1	0	0.0	45	4	8.9
28	442	市川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
28	443	福崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
28	446	神河町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
28	464	太子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
28	481	上郡町										1	0	0.0	1	0	0.0	123	3	2.4
28	501	佐用町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	0	0.0
28	585	香美町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	1	0.8
28	586	新温泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

[illegible]

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況						(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 委員 数	女性 比 率 (%)							審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 委員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)	目標設定 の対象 である 審議会 等の 目標及 び現状 値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審 議会等 における 登用状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委 員会等 における 登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	481	上郡町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

兵庫県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)					審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員
		神戸市																										
		姫路市																										
		尼崎市																										
		明石市																										
		西宮市																										
		洲本市																										
		芦屋市																										
		伊丹市																										
		相生市																										
		豊岡市																1	0	3	0	0.0						
		加古川市																1	1	3	1	33.3						
		赤穂市																0	0	0	0							
		西脇市																6	5	104	43	41.3						
		宝塚市																0	0	0	0							
		三木市																0	0	0	0							
		高砂市																0	0	0	0							
		川西市																0	0	0	0							
		小野市																0	0	0	0							
		三田市																0	0	0	0							
		加西市																0	0	0	0							
		丹波篠山市																0	0	0	0							
		養父市																0	0	0	0							
		丹波市																0	0	0	0							
		南あわじ市																0	0	0	0							
		朝来市																0	0	0	0							
		淡路市																0	0	0	0							
		宍粟市																0	0	0	0							
		加東市																0	0	0	0							
		たつの市																0	0	0	0							
		猪名川町																0	0	0	0							
		多可町																0	0	0	0							
		稲美町																0	0	0	0							
		播磨町																0	0	0	0							
		市川町																0	0	0	0							
		福崎町																0	0	0	0							
		神河町																0	0	0	0							
		太子町																0	0	0	0							
		上郡町																0	0	0	0							
		佐用町																0	0	0	0							
		香美町																0	0	0	0							
		新温泉町																0	0	0	0							

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況																		職務上の地位別職員在職状況																		調査 時 点 コ ー ド	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況						調査 時 点 コ ー ド	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			管理職の在職状況						管理職の在職状況						管理職の在職状況						管理職の在職状況						管理職の在職状況						管理職の在職状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職					うち一般行政職			うち一般行政職					うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職					

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市	区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定)はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
道	府	町	市	議員名	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
						26		1の合計	40	3	0	32	3		34	33	33	33	38	29
						8		2の合計	0	37	32	8			2	0	2	1	2	3
						1		3の合計	1		8	0			0	0	0	0	0	0
						6		4の合計	0						5	8	6	7	1	7
28			神戸市	1	神戸市会	1	1.旧姓使用の範囲)第2条 旧姓を使用することのできる文章等は、次の各号に掲げるものとする。(1)単に氏名が記載された文章等(2)専ら組織内部で使用される文章等で、職務遂行又は事務処理上支障が生じないもの(3)議員の権利義務に係る文章等で、職務遂行又は事務処理上支障が生じないもの(4)法律等に基づかない文章等。その他所属長が認める軽微なもの 2 公権力の行使にかかわる文章、議員の身分関係に関する文章、その他職務遂行又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文章等については、旧姓を使用することはできない。	神戸市会	1	2	3	2	2		2	4	2	4	1	4
28			姫路市	1	姫路市議会	1	姫路市議員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があった場合において、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	姫路市議会	1	2	3	2	2		2	1	1	1	1	1
28			尼崎市	1	尼崎市議会	1	第3条 議員は、次の各号に掲げる文章等において、旧姓を使用することができる。 第2条第2項 議員は、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日からその出産の日後8週間を経過する日までの期間内において会議を欠席しようとするときは、あらかじめ、その欠席しようとする日又は期間を明らかにして、その旨を議長に届け出ることができる。	尼崎市議会	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1
28			明石市	1	明石市議会	1	明石市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、本市に勤務する全職員(再任用職員、任期付職員及び臨時の任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏名を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定める。	明石市議会	1	1	2	1	2		2	1	1	1	1	1
28			西宮市	1	西宮市議会	1	西宮市議員旧姓使用等取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に該当する場合を除き、任命権者の承認を得て、職務上旧姓等を使用することができる。 (1)法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に反する場合 (2)職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合	西宮市議会	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1
28			洲本市	1	洲本市議会	1	洲本市議員旧姓使用取扱規定第1条 第1条 この規程は、市の一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した後も引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	洲本市議会	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問1	問2	問3	問4	問5	問6		問7	問8						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ ー ド	コ ー ド	村 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、 不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
28	##	芦屋市	1	芦屋市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 議員は、次に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 外部の機関等に支援を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏を使用することが定められている場合 (4) 芦屋市人事給与システムの変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	芦屋市議会	1	2	3	2	2				4	4	4	4	1	4
28	##	伊丹市	1	伊丹市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 議員が旧姓を使用するときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。	伊丹市議会	1	2	2	1	2			1	4	4	2	1	2	
28	##	相生市	1	相生市議員旧姓使用取扱要領 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	相生市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1	
28	##	豊岡市	2		豊岡市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1	
28	##	加古川市	1	加古川市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用することができる。	加古川市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	2	

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 町 村 区 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
				議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
コ ー ド	市 区 町 村 区 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、 不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上も短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
28	赤穂市	1	赤穂市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、赤穂市に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	赤穂市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	4		
28	西脇市	4		西脇市議会	1	2	2	1	西脇市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前投票時まで議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1		西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に付した議員報酬に、市議会の会費等を欠席した日から、市議会の会費等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 割合 90日を超え、180日以下であるとき 100分の80 180日を超え、365日以下であるとき 100分の70 365日を超え、100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員報酬を欠く等減額月目に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の翌日数を基礎として日割によって計算する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業制限を受けた場合 (4) その他議長が認める場合	1	1	1	1	1	1
28	宝塚市	2	三木市職員の旧姓使用に関する要綱 第一条 この要綱は三木市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避するため、引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	宝塚市議会	1	2	3	2	三木市議会会議規則 第二条第二項の規定 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その範囲を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	4	2	4	1	1		
28	三木市	1		三木市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1		
28	高砂市	2		高砂市議会	1	2	2	1	高砂市議会会議規則第2条第1項及び第3条第1項に規定する事由により出席できないとき等に関する申し合わせ事項 届出に係る期間は、出産予定日を含め前8週(多胎妊娠の場合は14週)及び出産日の翌日から後8週の期間内とする。	2		2	1	1	1	1	1		
28	川西市	1	川西市職員旧姓使用取扱要綱 (略旨) 第1条 この要綱は職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第3条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	川西市議会	1	2	2	1	川西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときはは産前産後の就業制限の期間以上である。14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ書面をもって議長にその旨を届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他							
28 小野市	2	小野市議会	1	2	2	1	小野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の5週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第84条第2項 委員会の規定	2	1	1	1	1	1	
28 三田市	1	三田市議会	1	2	2	1	三田市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の5週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条2項)	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
28	三田市	(1) 紀要文書(2) 決議文書(財務関係含む)、供覧文書等に添える押印又はサイン(3) 復命書(4) 事務分担表(5) 事務引継書(6) 議員表彰関係文書(6) その他、組織内で使用される文書 3 議員の権利義務に係る文書等で、議員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの (別添 2) 旧姓を使用することができないもの 1 議員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの (1) 宣誓書の 退職証(3) 処分関係書類(4) 職員会報 (5) 身分証明書その他議員の身分を示す証明書(職員証、勤続・在籍証明書等) 2 外部の機関等に支障を及ぼすおそれのあるもの (1) 税務署等に係る書類(扶養控除申告書、源泉徴収票、税額通知書等)(2) 共済組合、健康保険組合等に係る書類(共済組合員証、健康保険証等)(3) 退職手当組合(に係る書類(4) 裁判所、法務局、労働審判に係る書類(公務災害認定請求書等、交通事故報告等報告書、産廃処理書類等) 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの (1) 許認可、徴収等法令に基づく行政処分に関する文書等(2) 徴収票員証、立入検査証 4 私人との法律上の関係を発生させるもの (1) 契約書、入札執行関係書類、協定書等の書類															
28	加西市	1	加西市議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
28	丹波篠山市	1	丹波篠山市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
28	養父市	1	養父市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6		問7	問8					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
コ ロ シ ド	村		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
28	丹波市	1	丹波市議員旧姓使用取扱要綱第3条第1項 職員が旧姓を使用することができるものは、別表第1に掲げるものとする。 別表第1 旧姓を使用することができるもの 1 組織内部で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 起案文書等(決裁文書、供覧文書等)に係る押印、各種文書における担当署名等) (2) 職務に係る文書(出勤簿、休暇、欠勤等簿、遅休日等の振替簿、出張命令兼旅費概算請求書、車内等出張命令兼旅費請求書、復命書、その他特別な休暇又は休業の各種申請書、事務分掌表、事務引継書、職員表彰関係、人事評価記録簿、履歴事項実況更新等) (3) 人事異動に係る文書(人事異動内示書、人事異動通知書等) (4) 給与に係る諸関係文書(通勤歴、住居歴、扶養親族歴、時間外勤務命令簿等) (5) その他組織内部で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの 2 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの (1) 職員の呼称 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 職員録、互助会員名簿等 (5) 座席表 (6) メールアドレス (7) 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 3 前2号に掲げるもののほか特に支障がないと任命権者が認めるもの (1) 論文等の発表 (2) 講演での講師 (3) その他特に支障がないと任命権者が認めるもの	丹波市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	
28	南あわじ市	4		南あわじ市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	
28	朝来市	2		朝来市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	4	
28	淡路市	1	淡路市議員旧姓使用取扱要領第3条 この要領において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、親子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することという。	淡路市議会	1	2	2	1	淡路市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第85条 2 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
28	兵庫県	1	兵庫県議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、兵庫県職員(以下「職員」という。))が婚姻、親子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	兵庫県議会	1	2	2	1	兵庫県議会規則第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例が ない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
28	加東市	4		加東市議会	1	2	3	2		1		加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する 条例 「加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する 条例」 (議員報酬の減額) 第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬 は、議員報酬条例の規定により支給されるべき 議員報酬に、次の表の左欄に掲げる長期欠席 の期間に応じて、同表の右欄に定める支給割合 を乗じて得た額とする。 【表】 (長期欠席の期間) (支給割合) 90日を超え180日以下であるとき。 100 分の80 180日を超え365日以下であるとき。 100 分の70 365日を超えるとき。 100分の 50 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等 を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席 の期間に含まないものとする。 (1) 公務上の災害 (2) 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては14週間)前日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの期間 (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認め る場合	1	1	1	1	1	1	
28	たつの市	2		たつの市議会	1	2	2	1		2		たつの市議会議員規則 (欠席、遅刻又は早退の届出)第2条 議員は、 公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻 又は早退するときは、その理由を付け、当日の開 議時刻までに議長に届出なければならない。2 議員は、出席のため欠席するときは、出産予定 日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週 間)前日から当該出産の日後8週間を経過す る日までの範囲内において、その期間を明かに して、あらかじめ議長に欠席届を提出すること ができる。		1	1	1	1	1	1
28	猪名川町	1	猪名川町職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓使用の範囲)第3条 職員が旧姓を使用 することができるものは、下記に掲げるすべてに 該当するものであって、別表第1に掲げるものと する。(1)姓や上特別な効果を生じる恐れがなく、 かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2)職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を 招くおそれのないもの (3)表裏1欄に氏 名が記載されているもの及び対外的にも使用さ れるが法上上特別な効果が生じるおそれのないもの の 旧姓を使用することができる文書等 (1)職場 での呼称 (2)名札 (3)名刺 (4)配置図 (5)各種 文書における担当者氏名 (6)事務分担表 2専 ら組織内で使用される文書で、かつ旧姓に(当該 旧姓を使用する)職員の同一性を確認できる内 容のもの (1)起業文書の起業者の氏名表示 (2)決意文書、供託文書等に添える押印 (3)啓命 書 (4)その他、組織内で使用される文書 3職員 の権利義務に係る文書等で(当該旧姓を使用す る)職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使 用を原因とする係争のおそれのないもの (1)給 与に係る賃金文書(住居原、通勤原、扶養親族 原、退職手当金原等) (2)休職に係る賃金 原文書(出勤原、休職原(傷)、週休日等の振替 原、職務等金原の免除原、特別休職原、その 他休職関係書類(共有財産、就業関係書類等へ の提出書類は除く。)) (3)出退職命令 (4)辞令 書 (5)人事異動関係書類、人事評価表、目標管 理シート (6)給与支給明細書 4その他法上上 特別な効果を生じおそれのないもので、電子 計算システム等の仕様に変更が生じないもの 人事担当と協議の上判断するものとする。	猪名川町議会	1	2	3	2		3		猪名川町議会議員 の議員報酬等 の特例に関する条 例の中で出産に限 定せず欠席期間 に応じて減額され る。		4	4	4	4	1	1

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
コ ド ド		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
28	##	多可町	1	多可町職員旧姓使用取扱要綱(平成17年訓令第16号) 第2条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上必要最小限は、旧姓を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができるものとする。	多可町議会	1	2	2	1	多可町議会会議規則 2条2項 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1				1	1				
28	##	稲妻町	3	稲妻町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号の全てに該当するものである。なお、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1)法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確保が容易にできるもの。 (2)職務遂行上又は事務処理上必要最小限は、旧姓を招くおそれのないもの	稲妻町議会	1	2	3	2	稲妻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				4	4	4	4	4	4
28	##	稲妻町	1	第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号の全てに該当するものである。なお、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1)法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確保が容易にできるもの。 (2)職務遂行上又は事務処理上必要最小限は、旧姓を招くおそれのないもの	稲妻町議会	1	1	2	1	2	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
28	##	市川町	2	稲崎町職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員(臨時職員を除く。)について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がない認められる文書等とし、おむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	市川町議会	1	2	3	2	稲崎町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				4	4	4	4	2	2
28	##	稲崎町	1	稲崎町職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員(臨時職員を除く。)について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がない認められる文書等とし、おむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	稲崎町議会	1	2	2	1	2	第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
28	##	神河町	1	神河町職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がない認められる文書等とし、おむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	神河町議会	3									4	4	4	4	2	4	
28	##	太子町	2		太子町議会	1	2	2	1	太子町議会会議規則 第2条 第2項 議員が前項に規定する理由により欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、議員が出産のため出できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内の日数とする。		2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
				議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
28	##	上郡町	1	上郡町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
			上郡町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、上郡町に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、喪子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き氏を変更する前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるもののほか、所属長が適当と認める経典な文書等とする。 (申請) 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に婚姻前後の氏を証する書類を添えて、所属長を経て町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合で、職務の遂行又は事務の処理において支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たっては、常に町長又は職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、町民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、職員の旧姓使用について、適切な運用に努めなければならない。 (承認の取消) 第6条 町長は、職務遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、旧姓使用取消通知書(様式第3号)により、所属長を経て旧姓使用者に通知し、旧姓の使用を取り消すことができる。 (使用の中止) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を、所属長を経て町長に提出しなければならない。 2 前項の届を町長が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。 (申請の制限) 第8条 前条により、旧姓使用中止届を受理された職員は、再び同一の旧姓使用の申請をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (雑則) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成28年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行日前に戸籍上の氏を変更した職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 使用することができるもの 職務上筆に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起家文書、収受文書、回答文書、復命書、事務引継書、公用車使用許可申請書等 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務命令簿、休暇願、職務専念義務免除承認申請書等		上郡町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 府 村	市 区 府 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6		問7	問8							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
28	##	佐用町	4		佐用町議会	1	2	2	1	佐用町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
28	##	香美町	4		香美町議会	1	2	2	1	香美町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
28	##	新温泉町	4		新温泉町議会	1	2	2	1	新温泉町議会会議規則 第1章 第2条(欠席の届出) 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	4

調査時点 調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 孤 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 止・ 相に2 関・ 理にハ あ関 らる 定す 等る メ 援 が定ト	相に2 関・ 理にハ あ関 らる 定す 等る メ 援 が定ト	相に2 関・ 理にハ あ関 らる 定す 等る メ 援 が定ト	相に2 関・ 理にハ あ関 らる 定す 等る メ 援 が定ト	4 ・ そ 他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
			0	0	6	3	0	0	0		2	4			7	
			0	3	6	0	0	0	0		6	11			32	
			0	0	29	0	0	4	0		33	1			2	
			41	38	0	0	0	0	0		0	25				
28	特	神戸市	4	2	3						1	2			3	
28	特	姫路市	4	4	3						3	2			2	
28	特	姫路市	4	4	3											姫路市地域防災計画 5 女性や子育て家庭のニーズに配慮する 平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、女性を避難場所運営者に含めることや、女性運営者へのアドバイス、妊産婦・乳幼児支援の取組が必要である。 防災・減災における女性センターの役割として、必要な機関との連携や、女性センターの市内でのネットワークなどを活用することにより、次の事項について取り組む。 ① 災害発生前 ア 母子健康手帳等に災害への備えについて掲載し、妊産婦へ啓発を行う イ 女性や子育て家庭向けの防災・減災学習を行う ウ 市外の女性センター等からの受援体制を整備する ② 災害発生後 ア 女性や子育て家庭に役立つ情報提供や相談窓口の設置・運営を行う イ 女性団体や地域の女性グループ等の取組みや支援をコーディネートする
28	特	明石市	4	4	3						3	4			1	明石市地域防災計画 供給班 ① 避難者の食糧、物資の調達、配布に関すること。 ② 炊出しの実施、配分等に関すること。
28	特	西宮市	4	4	3						3	2			2	
28	特	西宮市	4	4	3						3	2			2	
28	特	芦屋市	4	4	1	1					2	2			2	芦屋市議会議員及び市長等の協理に関する条例 その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。
28	特	伊丹市	4	4	3						3	2			2	
28	特	相生市	4	4	3						3	4			2	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都 道 府 県 市 区 町 村 名	問9 議員の利用すること で、災害発生時等に 議員が提供されてい るか。	問10 議員の利用すること で、災害発生時等に 議員が提供されてい るか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組 を行っているか。	問12 問11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問13 問12で、1. を選択した 場合、該当部分の条文(本文)を記入してくだ さい。	問14 男女共同参画に関する研 修(ハラスメント防止に關 するもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した 場合、該当部分の条文(本文)を記入してくだ さい。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
豊岡市	1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がさ れている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定もない。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。 4. なし	へ防1 止・備 にハ あ関 らる 定す ス等 メン 規 が定	相に2 談・話 にハ あ関 らる 定す ス等 メン 規 が定	向防3 け止 研にハ あ関 らる 定す ス等 メン 規 が定	4 ・そ の他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規定 がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した 場合、 該当部分の規定を記入してください。	
28 豊岡市	4	2	3							3	4			1	豊岡市地域防災計画 ◎災害時の配備体制により具体的な役割を明 記している。 第2 計画の基本的な考え方 (3) 多様な主体の参画による防災・減災対策 の推進 各種計画策定や予防対策、応急対策、復旧復 元対策など災害対策のあらゆる場・組織にお いて、女性の視点からの災害対応が行われるこ とや障害者、高齢者等の災害時要援護者の参 画等を促進し、様々なニーズに対応できるきめ の細かい防災・減災対策を進める。 第2章 災害予防 第12款 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 市、関係機関、関係団体、住民及び事業所は、 性別による自主備蓄、市・県等における既 備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を 確立し、次の基本方針に基づき備蓄等を行う。 (7) 市(本部事務局)は、物資の調査・配 付等の方針については、災害時要援護者への 配慮、男女のニーズの違い等男女双方の視点 等に配慮するよう努める。 第3 生活必需品 市(本部事務局)は、次の生活必需品等の購入 による備蓄を促すとともに、備蓄並びに物資 の調達について関係団体等に協力を求める。 1 備蓄、調達 (2) 備蓄目標数量 男女のニーズの違いや高齢者、障害者、乳幼 児、妊産婦等を対象とした物品について、対 象者や使途を考慮して必要な数量を見積も る。 第3章 風水害応急 第3節 円滑な災害応急活動の展開 第4款 避難対策の実施 (4) 避難所運営に係る留意点 ア 市(避難部)は、災害時要援護者に対して は、個々の状況に応じた十分な配慮を行うと ともに、男女のニーズの違い等男女双方の視 点に十分配慮する。特に、女性専用の物干し 場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女 性用下着の女性による配布、巡回警備や防 犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、 女性が相談しやすい場づくりなど、女性や子 育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に 努める。	
28 加古川市	4	4	2							3	2			2		
28 赤穂市	4	4	3							3	4			2		
28 西脇市	4	4	3							3	1			2	西脇市議会議員の通称名等の使用に関する規 程 (通称名等使用の届出) 第3条 議員は、通称名等を使用しようとする ときは、通称名等使用届(様式第1号)を議長に 提出しなければならない。ただし、一般選挙後 において議長が選出されていないときは、議 会事務局長に提出するものとする。	
28 宝塚市	4	4	1			3				1	1			1	市議会活動における戸籍名以外の氏名の使 用にかかる申し合わせ 1. 議員は、市議会議員選挙立候補時に選挙 管理委員会に届出した戸籍名以外の氏名(以 下「通称名」という。)を、議長に届出(様式1) の上、市議会活動に使用することができる。 2. 通称名の範囲は、議員が上記選挙立候補 時に選挙管理委員会に受理された候補者氏 名の範囲内とする。	
28 三木市	4	4	3							3	4			2		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する方針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
都 道 府 県	市 区 町 村															
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
コ コ ロ ロ ド 名	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	問11で1.を選じた場合、 ～ 防 1 倫止 性 理に ハ あ取 関 らう 関 る 関 定す ら ス ら をす メ せ ン ら 規 づ が 定	相に 2 談 関 ・ 研 に 2 思す ハ はる う る 関 をす メ せ ン ら 規 づ が 定	向防 3 け止 性 研に ハ ・ 関 に 2 思す ハ はる う る 関 をす メ せ ン ら 規 づ が 定	4 ・ そ の 他	その他内容			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 朝記した規定があり、認めている。 2. 朝記した規定はないが、運用上認めている。 3. 朝記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 朝記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
28	高砂市	4	4	3							3	1		2		
28	川西市	4	4	3							3	2		2		
28	小野市	4	4	3							3	4		3		
28	三田市	4	4	1	1						3	4		1		三田市地域防災計画・三田市避難所運営マニュアル 三田市地域防災計画災害応急対策計画において、避難所においては、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織や自治会といった住民組織が主体となつた避難所運営委員会を組織し、次の3点の視点を持って、避難所運営にあたるとしている。 ①行政との連携のもとに住民の自治による運営 ②地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくり ③支援者の支援や男女共同参画の実現など、一人ひとりの多様性に配慮した運営 また、避難所運営委員会を組織するにあたっては、3割以上の女性役員の実用や、医療・保健・福祉などの専門職団体、ボランティア・NPO団体の参画を図る点について留意する。 避難所運営において特に配慮すべき点として以下の対応を行う。 (1)男女別の物干し場、更衣室、トイレの設置 (2)授乳スペースの確保 (3)女性担当者による女性用品の配布 (4)巡回警備や防犯ブザーの配布等の女性や子どもへの暴力に対する安全確保や相談場所の設置 (5)災害時要援護者用窓口の設置 (6)災害時要援護者に配慮した対応(身体面、情報面で支援が必要な避難者に対し、スペースの配慮やマンパワーによる支援) (7)車庫動物収容スペースの確保

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
	区 町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定もない。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 止・ 理にハ あ関関 らう る定す ス 等るメ ン規 置向ン しけト	相に2 談・ 思すハ らう るをす ス 等るメ ン規 置向ン しけト	向防3 け止・ 研にハ い関関 らう るをす ス 等るメ ン規 置向ン しけト	4 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
28	## 加西市	4	4	2						2	4		2	
28	## 丹波篠山市	4	4	3						3	1	通称の使用に関する申し合わせ 履歴書により届け出た戸籍上の氏名に替えて、通称を使用する場合は通称名使用届(様式第1号)により議長に対して申請をし、議会運営委員会に諮った後、議長が許可することとする。 通称とは、公職選挙法制度の通称とする。 通称の使用が許可された場合には、以降任期中通称を議員氏名として、用いるものとする。	2	
28	## 豊父市	4	4	2						2	4		2	
28	## 丹波市	4	4	1			3			2	2		2	
28	## 鹿かぼし市	4	4	3						3	4		2	
28	## 熊本市	4	4	3						2	4		2	
28	## 京都市	4	4	2						3	4		2	
28	## 加東市	4	4	3						3	4		1	加東市地域防災計画 避難所運営への男女共同参画の視点の反映
28	## たつの市	4	4	1	1		3		たつの市議会ハラスメント防止規定 第3条 (議員の責務)議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、活動を害するものであること及び相手が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、自らの行為がハラスメントであると疑われたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にし、解決するよう努めなければならない。 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる発言又は行動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該発言又は行動を行っている者に特に厳に臨むべき旨を指摘するよう努めなければならない。	3	4	2		
28	## 鎌倉川町	4	4	1			3			3	4		2	
28	## 愛宕町	4	2	3						3	4		2	
28	## 稲美町	4	4	2						2	4		1	稲美町地域防災計画 教育・避難支援・災害避難時、避難者への食料及び生活必需品の供給に関すること。
28	## 播磨町	4	4	3						3	4		2	
28	## 市川町	4	4	3						3	4		2	
28	## 赤穂町	4	4	3						3	4		2	
28	## 神河町	4	4	2						2	4		2	
28	## 木子町	4	4	3						3	4		2	
28	## 上郡町	4	4	3						3	2		2	
28	## 佐用町	4	4	3						3	4		2	
28	## 赤穂町	4	4	3						3	3		2	
28	## 新温泉町	4	4	3						3	4		2	